

---

## QA2 「除染特別地域」とは何ですか。

---

国が除染関連事業を進める地域として、法律に基づき指定されている地域です。放射性物質汚染対処特措法に基づき、国が除染関連事業を進める地域であり、基本的には事故後1年間の放射線の積算線量が20ミリシーベルトを超えると想定された「計画的避難区域」と、東京電力福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の「警戒区域」に指定された区域を指します。

[参考資料]

放射性物質汚染対処特措法（第25条 除染特別地域の指定）

**統一的な基礎資料の関連項目**

下巻 第9章 142 ページ「除染特別地域と汚染状況重点調査地域」

---

出典：除染情報プラザ「除染・放射線 Q&A」より作成より作成

出典の公開日：平成24年10月

本資料への収録日：平成24年12月21日

改訂日：平成28年3月31日